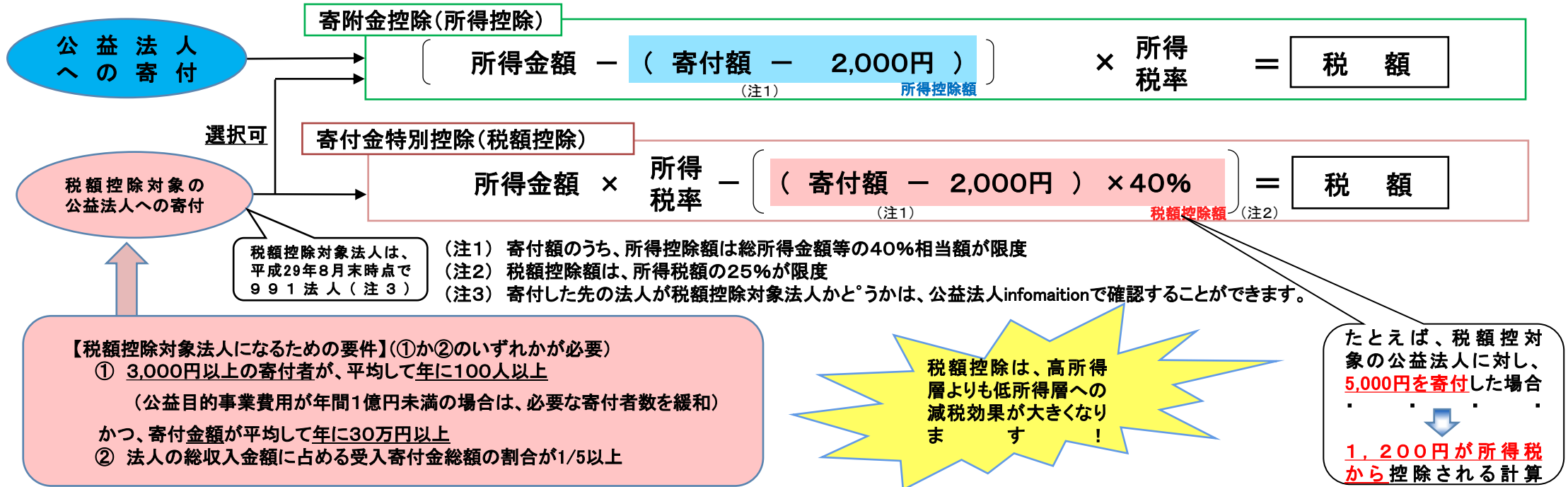


個人が公益財団法人に支出した寄付に係る税制優遇

★ 所得税：所得税について、以下の優遇があります。



[根拠条文：所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の3]

★ 個人住民税：個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄付金(公益法人に対する寄付金等)は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます(税額控除)。

ア 都道府県が条例指定 ……(寄付金額-2,000円)×4%(※1)

イ 市区町村が条例指定 ……(寄付金額-2,000円)×6%(※2) ⇒ 重複指定であれば、(寄付金額-2,000)×10%

※1 政令指定都市在住者の者の場合は2%相当額

※2 政令指定都市在住者の者の場合は8%相当額

[根拠条文：地方税法第37条の2、地方税法第314条の7]

★ 相続税：相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

[根拠条文：租税特別措置法第70条]